

県下統一要望

要望項目

(1)空き家・空き地等の有効活用に限定した宅地建物取引士証の提示による「固定資産評価証明書」の交付

要望地区

川口、南彩、さいたま浦和、大宮、彩央、埼玉北、本庄、埼玉東、越谷、埼玉葛、北埼玉、埼玉西部、彩西（計13地区）

NO	市町村名	回答及び反応
1	川口市	固定資産税台帳の記載事項に関する証明書の発行は、地方税法により納税義務者本人など申請者が限定されています。宅地建物取引士による取得は、委任状又は証明書の取得の委任に関する媒介契約書の提示が必須となっています。
2	蕨市、さいたま市、熊谷市、八潮市	固定資産評価証明書の交付については、地方税法第22条（秘密漏えいに関する罪）に規定されている守秘義務により、納税者の『秘密』を厳守することが課せられております。そのため、慎重な対応が求められております。宅地建物取引業者から、依頼者の所有物件に係る評価証明書の取得について請求があった場合は、平成3年3月19日付け自治体第16号の通達に基づき、媒介契約書（原本）の特約事項に証明書の取得について委任の記載があるかを確認し、また、社員証により請求者が宅地建物取引業者であるかを確認し、請求に応じることであります。
3	上尾市、桶川市、北本市	市長・議長へ報告いたします。
4	鴻巣市	議長へ報告いたします。
5	伊奈町	議員へ配布いたします。
6	深谷市	所有者やその相続人など固定資産評価証明書を取得することができるかたの代理人から請求があった場合には、代理人の本人確認のほか、委任状を確認し交付することとしています。
7	寄居町	固定資産評価証明書につきましては、地方税法第382条の3等で定める納税義務者等、またはその方から委任を受けた方に対し、本人確認を行った上で交付しております。
8	本庄市、宮代町	前向きに検討します。
9	草加市	固定資産評価証明書の記載内容は、所有者の重大な税情報です。法令に基づく交付要件や交付対象者を限定している趣旨から考えると、今回のご要望にお応えすることは難しいと考えております。
10	三郷市	第三者請求による固定資産評価証明書の取得につきましては、納税義務者本人による委任状により交付しているところでございます。今後も法令に従い対応して参ります。
11	越谷市	固定資産課税台帳登録事項は地方税法上の「秘密」とされることから、理由の如何を問わず、所有者からの同意なく事業者に対し情報を開示することは難しいものと存じます。空き家・空き地等の対策実施に際しては、今後も関係各課と連携を図ってまいります。
12	春日部市	弁護士・司法書士による固定資産評価証明書の取得については、訴訟物の価額を算定するための資料として添付する必要があることから、国の通達により職務上請求権による取得が可能となった経緯があります。宅地建物取引士による職務上請求権による証明書の取得については、現在のところ国の考え方が示されていないため難しい状況です。今後とも国の動きを注視してまいります。
13	久喜市	空き家対策の推進は重要と認識しておりますが、地方税法の規定及び個人情報保護の観点から、証明書を交付することは難しいと考えております。
14	幸手市	法令等の規定がなく、交付することはできませんのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。
15	蓮田市	重要な書類のため所有者の委任状を添付されない限り、交付する予定はありません。
16	白岡市	特にその件の話はなかったです。
17	羽生市	ご要望の主旨も空き家等の活用の観点から有効であることから、相続税申告などの際には、税理士が税理士法第30条（税務代理権限証書）の規定に基づく届け出により評価証明書の取得が可能となっているように、宅地建物取引業法や空き家対策特別措置法等の改正により法的に取得が可能となるよう、当局としても国県へ要望して参りたいと存じます。
18	ふじみ野市	個人情報なので難しいが、空き家所有者情報の外部提供に関するガイドラインを参考に検討します。
19	富士見市・三芳町	空き家所有者情報の外部提供に関するガイドラインを参考に推進します。
20	川越市	法律上の問題がなく条例でも問題がないようであれば検討します。
21	鶴ヶ島市	交付の目的が空き家・空き地等の場合でありましても宅地建物取引士証の提示による交付はできませんので、ご理解下さいますようお願いいたします。
22	東松山市	諸法令において宅地建物取引士による職務上の請求権は認められておりません。
23	坂戸市	地方税法の秘密漏えいに関する罪に抵触するため、宅地建物取引士の職務上の請求による当該証明書取得はできません。
24	狭山市、飯能市、入間市、杉戸町	検討します。
25	日高市	現行は無理であり難しいです。
26	毛呂山町	内容を説明して主旨を理解してもらいました。
27	越生町	内容の説明をしました。
28	戸田市	回答待ち。

県下統一要望

要望項目		
(2)地籍調査の推進		
要望地区		
川口、南彩、さいたま浦和、大宮、彩央、埼玉北、本庄、埼玉東、越谷、埼玉西、埼玉南、北埼玉、埼玉東部、彩西（計13地区）		
NO	市町村名	回答及び反応
1	川口市	令和2年度に川口駅東口周辺0.47平方キロメートル、令和3年度も川口駅周辺0.62キロメートルにおいて、街区境界調査を実施しています。今後も土地取引の円滑化、防災・減災のため、引き続き調査していく予定です。法務局にない資料の提供や、現地での立会い等、調査の推進により一層の協力をお願いします。
2	さいたま市	本市では、災害リスクの高い地域や公共事業の効率化・コスト削減が見込まれる地域等を重点調査地域に設定し、針ヶ谷地区（令和2年度～）、大宮駅ターミナル街区東側地区（令和3年度～）において地籍調査を実施しています。地籍調査は、土地をめぐる全ての基礎資料であるとともに、災害復旧の迅速化、公共事業の推進、土地取引の迅速化等の効果があると認識しておりますので、引き続き、計画的に調査を推進してまいりたいと考えております。
3	上尾市、桶川市、北本市	市長・議長へ報告いたします。
4	鴻巣市	議場へ報告いたします。
5	伊奈町	議員へ配布いたします。
6	熊谷市	地籍調査事業の推進を行っております。今後は、市街化区域においても地籍調査の実施を計画しております。実施にあたり、計画地域の特性等を勘案しながら、官民境界の先行的な調査も視野に入れて検討していく予定です。
7	深谷市	本市の調査区域では、民々境界を含めて調査を行う通常の地籍調査を実施しております。その際、現地調査・立会前には地積測量図を活用し、効率的に調査を進められるよう努めております。
8	寄居町	調査に必要な世界測地系公共基準点設置が町内全域ですすでに完了しており、迅速な地籍調査の実現に向け、境界確定、境界確認といった代替的な作業に取り組んでおります。
9	本庄市	前向きに検討します。
10	草加市	県を通じて国に対し、事務を行う上での手続きの確認・要望を行うなかで、官民先行型の地籍調査（現街区調査）の実施を検討しております。実施時期につきましては、未定であります継続的に検討して参ります。
11	三郷市	実施につきましては、引き続き、国や埼玉県との協議や多角的な調査と研究を進めてまいります。
12	八潮市	当市は、行政面積の7割が市街化区域であり、現在、市街化区域の5割以上を土地区画整理事業実施済、または実施中です。土地区画整理換地処分後には地籍調査と同様の効果が得られるため、土地区画整理事業区域内の地籍調査は不要となっております。土地区画整理事業区域外について、未だ道路及び水路敷きの官民境界が未確定な箇所もあり、現段階では工事予定箇所を主体に測量を行い、官民境界の確定を進めています。
13	越谷市	本市においては、平成10年度から国及び埼玉県の負担金を活用し、人口集中地区を優先して官民境界を先行に調査を進めています。現在、本市が会員として加入している埼玉県国土調査推進協議会及び公益社団法人全国国土調査協会においても、事業の重要性を鑑み、国及び埼玉県に負担金の確保を強く要望しています。
14	羽生市	地籍調査相当となる南羽生土地区画整理事業のほか、精度は十分ではないかもしれませんが、これまで多くの土地区画整理事業、土地改良事業を実施しており、一定の成果は得ているものと考えております。これらのことから当市では地籍調査は未実施となっております。しかし、土地境界トラブルの未然防止や災害時の早期復旧等に役立つ重要な事業であるため、適切な実施時期や実施方法について今後も検討してまいります。
15	川越市	本市では昭和45年から地籍調査事業に着手し、関係者の協力を得て毎年予算措置をして事業を推進しております。「街区境界調査」が制度化されたことから、導入を検討してまいりたいと考えております。
16	ふじみ野市	予算を取る事が難しいが、検討します。
17	鶴ヶ島市	近年は、調査を推進するため、地積測量図を活用し、期間の短縮を図ってまいりました。こうした取り組みにより、市内対象の地籍調査事業は今年度中の完了を見込んでおります。
18	東松山市	平成21年度から毎年、都市部におきまして官民境界等先行調査を実施しております。今後も引き続き地籍調査を実施してまいります。
19	富士見市	大切なことなので、よく検討します。
20	坂戸市	本市では昭和42年度から平成2年度まで地籍調査を実施し、進捗率は約77%です。土地区画整理事業区域と合わせると進捗率は90%となります。未実施地区の地籍調査推進に係る予算措置は難しい状況にあります。
21	狭山市、入間市、三芳町	検討します。
22	飯能市	国土調査と並行して進めていきたい。
23	日高市	日高市ではほとんど終了しています。
24	毛呂山町	内容の説明をしました。
25	越生町	町内では終了しています。
26	戸田市	回答待ち。

要望項目		
(3)中小事業者向けの新型コロナウイルス感染症対策		
要望地区		
川口、南彩、彩央、埼玉北、本庄、埼玉東、越谷、北埼玉、埼玉西部、彩西（計10地区）		
NO	市町村名	回答及び反応
1	川口市	ウイズコロナを見据え、商店改修補助金として新型コロナウイルス感染防止対策となる改修工事に対して補助率、補助額を引き上げるとともに、感染症対策の備品購入についても、補助の対象としました。さらに現在は、「中小企業従業員等就業環境向上支援金」を支給し、様々な支援策を実施しています。
2	蕨市	これまでに、国の交付金を活用した応援金の給付など幅広い事業者への支援をしております。今後についても、国、県、他市の動向等を注視しながら、これまでの経済対策の検証等を総合的に勘案したうえで、実施について調査・研究してまいりたいと考えております。
3	上尾市、桶川市、北本市	市長・議長へ報告いたします。
4	鴻巣市	議場へ報告いたします。
5	伊奈町	議員へ配布いたします。
6	熊谷市	当市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により事業に影響を受けた小規模事業者に対し事業継続等の取組を応援するため、昨年度5月から7月まで緊急支援金の申請を受け付け、1事業者あたり10万円を支給しました。さらに今年度5月から9月まで同様の趣旨により支援金の申請を受け付け、中小企業・個人事業主の皆様へ、1事業者あたり5万円を支給したところです。
7	深谷市	新型コロナウイルス感染症が市内経済活動に与える負の影響を軽減するため、深谷市では当初より様々な市内事業者への支援を行ってまいりました。令和3年度は、事業者のコロナ対策支援として「深谷市事業者感染症対策換気設備等整備支援事業」を実施しております。今後は、国や県の支援策の動向や、事業者の現状を見定めながら、対応していきたいと考えております。
8	寄居町	令和3年度には、キャッシュレス決済によるポイント還元事業、コロナ関連融資を受けた中小企業に事業継続支援給付金事業を実施いたしました。現在は、宿泊事業者支援給付金事業、貸切バス事業者及び自動車運転代行事業者支援給付金事業、酒類提供及び外出自粛等関連事業者協力給付金事業、雇用促進補助金事業を実施しております。
9	本庄市	影響を受けた中小事業者等への対策を拡充しています。
10	卓加市	市では、経済フェーズに応じた支援策を講じております。今後につきましても、社会情勢、経済状況等を注視する中で、消費喚起等による経済の下支えとともに、市内企業の事業革新等を後押しし、社会構造の変化への対応を支援できるよう、市独自の支援策を検討してまいります。
11	三郷市	これまで、感染症対策を目的とした特例枠及び既存枠の予算拡充、小規模事業者支援金の給付等を実施しております。今後も、新型コロナウイルス感染症による事業活動への影響等を踏まえ、必要な施策を検討してまいります。
12	八潮市	市内の中小事業者で外出自粛等の影響を受け、国の月次支援金を受給した事業者に対して、中小法人は最大30万円、個人事業主は最大15万円の支援金を交付しています。
13	越谷市	令和3年度取組みとしては、専門的人材を配置した経営相談窓口の体制を強化するとともに、経営革新に向けた新たな取組を支援するビジネスパワーアップ補助金の充実を図り、経営課題の解決に積極的な市内中小企業者を支援しております。また、売上が減少した事業者への支援として、国の月次支援金制度に本市独自の上乗せを行う中小企業者等影響緩和支援金の交付を実施しております。
14	羽生市	売上が減少した個人事業主を含む中小事業者に対する市独自の補助金制度や、事業所が感染症対策設備等を導入の際に係る経費の一部を補助する制度を設け、支援を行ってまいりました。令和3年10月からは、売上減少率により補助金を加算する、新たな補助金制度を設け、最大15万円の経営継続支援を行っております。
15	川越市	川越市中小事業者事業継続支援金【第2弾】を現在実施しております。申請期限は令和4年1月までとなっております。
16	鶴ヶ島市	感染症の影響を受け、売上が減少している市内中小企業・個人事業主に対し、今後の事業継続を支援するための支援金を交付いたします。
17	東松山市	市内事業者の影響を把握しながら、国や県の支援が受けられない事業者を中心とした支援を引き続き実施いたします。
18	富士見市	令和3年度富士見市小規模企業者支援給付金を支給しています。今後も検討します。
19	坂戸市	必要に応じて支援方策を検討してまいります。
20	ふじみ野市	近隣自治体に比べて早い時期に中小企業給付金を開始しました。今後も検討していきます。今後においても適時適切な支援策を検討し、実施して参ります。
21	三芳町	本年10月より中小企業支援給付金を支給する為の申請受付を開始しました。（第2弾）
22	狭山市、入間市、飯能市	検討します。
23	日高市	対策を実施しております。
24	毛呂山町、越生町	内容の説明をしました。
25	戸田市	回答待ち。

都市計画法関係

要望項目		
(1)市町村公的審議会への公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会（以下、（公社）埼玉県宅建協会）会員の登用		
要望地区		
南彩、本庄、埼玉東、埼玉、県南		
NO	市町村名	回答及び反応
1	蕨市	都市計画審議会については、年1回程度の開催と頻度も少なく、任期中（2年）に開催されないことも考えられるため、委員改選時に公募は行っておりません。
2	本庄市	採用いたします。
3	三郷市	固定資産評価審査委員会委員への、（公社）埼玉県宅建協会会員の登用につきましては、次回委員改選の際には、検討課題とさせていただきます。
4	草加市	まちづくり協議会等の設立・開催に当たっての会員構成につきましては、所有者の権利などを含め利害関係がまちづくりに大きく影響することから、慎重に判断する必要があります。魅力あるまちづくりを進めていく上で、関係団体の皆様からご意見を賜りたい案件がある場合は、貴協会にも参加をお願いしたいと考えております。
5	春日部市	都市計画審議会等の委員は、春日部市市民参加推進条例において原則として公募により選考する市民を含めるものとしており、市民の多様な意見を反映するよう努めています。また、法令の規定により委員の構成が定められている場合は、それぞれ法令等に定められた要件に基づき選任しています。
6	新座市	各委員については、引き続き、委員会や審議会の性質、法令等を踏まえ、的確な選任に努めてまいります。
7	和光市	今後審議事項に応じて、臨時委員として登用することを検討してまいります。
8	志木市	現在の都市計画審議委員においては、貴協会の方が2名選任されております。今後におきましても都市計画に関する専門性を有するとともに、個人的資質にも着目し、公平・公正な判断が可能な方を選任してまいります。
9	朝霞市	今後、皆様方には本州市政運営にご協力賜りたいと考えておりますので、その機会にはぜひご相談させていただきたいと考えております。

要望項目		
(2)区画整理事業地内の飛び換地等の地中埋設物の撤去費用		
要望地区		
川口		
NO	市町村名	回答及び反応
1	川口市	施行中の区画整理事業地内における、飛び換地等の地中埋設物の取り扱いは、照応の原則により対応していることから、調査に基づき、地中埋設物が従前地になく、換地先にあった場合、非照応であると判断し、区画整理施行者において撤去・処分を実施しています。

要望項目		
(3)市街化調整区域の開発要件の緩和と都市計画法第34条11号・12号のエリア見直し		
要望地区		
埼玉北		
NO	市町村名	回答及び反応
1	深谷市	現在の区域につきましては、平成28年度に見直したものであり、今後の区域の見直しにつきましては、人口減少社会である現代においてコンパクトなまちづくりが求められる一方、地域コミュニティの維持存続が懸案となる難しい情勢もあるなかで、市の状況、社会情勢の変化等を踏まえ、慎重に検討してまいりたいと存じます。
2	熊谷市	当市においては、市街化調整区域の市街化編入等を除き、同法の施行以来、同号に基づき条例で指定する区域を縮小したことはありません。同法第34条第11号区域の変更にあたっては、田園地区まちづくり条例を運用し、地区住民によるまちづくり協議会の設立をはじめとした一定の条件が整った地区で対応していきたいと考えております。

要望項目		
(4)売却予定の公有地・保留地等の媒介を可能に		
要望地区		
埼玉北		
NO	市町村名	回答及び反応
1	深谷市	公有地については、市有地売却媒介制度などの宅建業者との連携を行っていないのが現状です。遊休資産の売払いは重要な課題と捉えていることから、効果的な売却方法を研究してまいります。保留地については、抽選公募で売り切れなかった場合、宅建業者に販売促進のご協力を頂いております。
2	寄居町	宅建業者の皆様による媒介・斡旋等につきましては、未利用町有地の売却の状況により、必要に応じ制度化のための検討を進めてまいります。
3	熊谷市	当市における普通財産の売払の広報については、市報、市ホームページ及びコミュニティビジョン等公的な媒体を用いるほか、（公社）埼玉県宅建協会埼玉北支部を通じて周知を図っています。今後も必要に応じて要綱を活用するなど、販売促進や事業の迅速化に取り組んでいきたいと考えています。

要望項目		
(5)八潮市南部一体型特定土地区画整理事業における最低敷地面積引き下げ早期実現		
要望地区		
埼玉東		
NO	市町村名	回答及び反応
1	八潮市	平成30年度に都市計画基礎調査の分析業務を実施し、人口・世帯や土地利用の動向等の把握・分析を行った結果、良好な街並み形成が進んでいる南部地区の現状からは、見直しの必要性はないものと判断しました。今後も定期的な実施される都市計画基礎調査を基に土地利用等の動向等の把握や、課題等の整理を継続的に行ってまいります。

要望項目		
(6)市街化調整区域内における管理上必要最小限の管理棟等の建築を許可		
要望地区		
埼玉東		
NO	市町村名	回答及び反応
1	八潮市	市街化調整区域内の駐車場及び資材置場における管理棟については、開発許可及び建築許可のいずれにも該当する基準がないことから、現在のところ認めていない状況です。近隣自治体との研究会においても、管理棟が無くては主目的は達成されるなどにより、管理棟の建築は難しいと確認しています。
2	草加市	市の市街化調整区域におきましては、柿木産業団地の整備・開発が進む中、東埼玉道路の高速道路部の事業化が決定し、周辺主要道路を含めた整備等も進んでいくことが想定され、今後、市街化調整区域を取り巻く環境がより大きく変化していくことが考えられます。つきましては、市街化調整区域の変化を見据えた全体的な土地利用を検討していく必要がありますので、駐車場及び資材置場における管理棟等の許可等の必要性を含め、土地利用の在り方を検討してまいります。

要望項目		
(7)国道・県道・都市計画道路の沿道の農振除外（白地区域指定）		
要望地区		
埼玉葛		
NO	市町村名	回答及び反応
1	春日部市	国道・県道・都市計画道路の沿道を一括しての除外については、市が作成する農業以外の土地利用計画である立地適正化計画に基づき、関係機関との調整が整った上で、農用地区域の変更をすることとなります。
2	久喜市	都市計画法第34条11号（住居系）区域の指定につきましては、市内4地区を統一した基準により区域を見直し、令和3年4月1日より新たな区域で運用しております。都市計画法第34条12号（産業系）区域の指定につきましては、約50haが未利用のため、令和2年度から見直しに着手し、令和4年4月1日から新たな区域で運用を開始できるよう手続きを進めております。
3	幸手市	都市計画法第34条11号（住居系）区域の指定につきましては、現在、市街化区域の周辺部を中心に約310haを区域指定しております。この区域内においては、周辺の地域における環境の保全上支障がないと認められる建築物の建築が可能です。都市計画法第34条12号（産業系）区域の指定につきましても、上高野地区の国道4号沿いを中心に約36.7haの区域を指定しています。この区域内においては、小売業の店舗の建築が可能です。新たな区域の追加指定につきましては、自然災害が頻発・激甚化している状況を踏まえすと非常に困難な状況となっております。
4	蓮田市	市街化調整区域では公園緑地系、田園系などに拠点化し、それぞれ拠点化促進を図ることにより拡散的な都市機能立地を抑制し、立地条件や利便性を優先した都市構造へ再構築を図ろうと努力しております。都市計画法第34条12号（産業系）として、都市計画マスタープランの改正にあわせ一部、工場、倉庫、荷捌き場等の建築用途に限り一部区域を指定し、地域経済の活性化を促進するべく規制の緩和を進めています。
5	杉戸町	検討しますが、国・県が扱う案件と思われる。
6	宮代町	前向きに検討いたします。
7	白岡市	難しいです。

要望項目		
(8)市街化調整区域における開発許可基準等の緩和及びその申請事務処理の迅速化		
要望地区		
埼玉葛		
NO	市町村名	回答及び反応
1	春日部市	土地利用方針に基づき、集約型都市構造の実現に向けて、各鉄道駅を中心としたコンパクトで質の高い市街地の形成を図るとともに、交通の利便性に相応した産業・流通系土地利用の推進に努めるなど、計画的かつ効率的な土地利用を誘導します。市街化調整区域における開発許可については、市の土地利用方針を鑑み、都市計画法や春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づき、適正に事務処理しています。
2	久喜市	現状におきましては、開発許可基準等の緩和は考えていないところであります。開発許可等の事務処理期間につきましては、申請者のご協力をいただきながら、なお一層の迅速化に努めてまいります。
3	幸手市	平成18年の改正都市計画法で大型商業施設や公共施設の郊外部の拡散防止と適正な立地誘致など規制が強化されました。このような状況を受け、指定基準の見直しを行った中で運用を図っています。申請事務処理につきましては、行政手続法第6条に基づき、標準処理期間を定めていますが、迅速化を図っていきたく考えています。
4	杉戸町	検討しますが、国・県が扱う案件と思われる。
5	宮代町	前向きに検討いたします。
6	白岡市	農林関係者がかたい感じです。

要望項目		
(9)駐車場造成における開発行為		
要望地区		
県南		
NO	市町村名	回答及び反応
1	志木市	緑化基準の見直しにつきましては、本市の緑化推進、緑地保全の観点やSDGs(国連が進める持続可能な開発目標)の取組み等を踏まえつつ、他市の事例等も参考にしながら、今後の研究課題としてまいります。

要望項目		
(10)都市計画・建築基準法に基づく制限の見直し		
要望地区		
埼玉西部		
NO	市町村名	回答及び反応
1	ふじみ野市	空き家対策の観点からも富士見都市計画（2市1町）で協議を進めたい。
2	三芳町	三芳町の都市計画が、富士見市・ふじみ野市・三芳町との2市1町で協議する必要がある。
3	富士見市	狭小住宅での空き家問題の解消という観点から富士見都市計画（2市1町）で協議したい。

## 地方税法・地方自治法関係

要望項目		
(1)共有不動産の持ち分に応じた（固定資産税等の）納付規定		
要望地区		
川口		
NO	市町村名	回答及び反応
1	川口市	共有不動産については、地方税により、納税者が連帯して納付する義務を背負うことから、固定資産全体にかかる納付書を送付しております。

要望項目		
(2)固定資産税・都市計画税納税通知書へ「空き家バンクチラシ」の封入		
要望地区		
本庄		
NO	市町村名	回答及び反応
1	本庄市	前向きに検討いたします。

要望項目		
(3)老朽空き家除却助成金及び除却後の固定資産税減免措置		
要望地区		
彩西		
NO	市町村名	回答及び反応
1	狭山市	重要課題と考えます。
2	日高市	個人の財産に関するものであり、税金は使えません。
3	入間市	空き家の調査を含め対策を検討中です。
4	飯能市	固定資産税の減免でなく、その分を補助金として対応できないか検討しています。
5	毛呂山町	毛呂山町で現在補助事業として実施しております。財源が無くなれば今後はわかりません。
6	越生町	内容の説明をしました。

要望項目		
(4)さいたま市役所移転の是非について住民投票の実施		
要望地区		
さいたま浦和、大宮、埼葛		
NO	市町村名	回答及び反応
1	さいたま市	別所沼周辺・北浦和までの広域にわたる再開発の一環として、また、PFI（民間資金等活用事業）・PPP（官民連携事業）等なるべくコストをかけない方法、定期借地による市庁舎借上げ案や豊島区役所の例なども参考に検討を進めてまいります。

要望項目		
(5)宅地建物に関する消費者負担増が、発生する条例等の改正があった場合		
要望地区		
北埼玉		
NO	市町村名	回答及び反応
1	羽生市	市広報や市ホームページ等により速やかに周知を図ります。

## 鉄道事業法関係

要望項目		
(1)首都高速道路埼玉新都心線延伸に伴うLRT(次世代型路面電車システム)導入		
要望地区		
さいたま浦和、大宮、埼葛		
NO	市町村名	回答及び反応
1	さいたま市	市の東西交通の整備・実現に向けて、協議会を立ち上げたので、LRTの導入も検討してまいります。

要望項目		
(2)つくばエクスプレス線の東京駅までの延伸及び羽田空港から臨海部を結ぶと言われている新路線(新地下鉄構想)への乗り入れ実現		
要望地区		
埼玉東		
NO	市町村名	回答及び反応
1	八潮市	茨城県、千葉県、埼玉県の沿線7市と荒川区、足立区の連名により、首都圏新都市鉄道(株)に対して、「東京駅延伸等に係る要望書」を提出するとともに、本市としても毎年、市長と市議会議長の連名で、東京駅延伸の実現に向けて毎年要望活動を行っており、今後も継続して活動していきます。
2	三郷市	現段階では、先行きを見通すことが困難ですが、今後の状況を見極めたうえで事業拡大だけでなく、利用者の安全性確保や運行ダイヤの担保など公共交通を維持していくことが課題となります。 本市といたしましては、新型コロナウイルスによる公共交通への影響、それに伴う経済情勢を注視し、引き続き沿線都市と協力して首都圏新都市鉄道(株)への要望を続けてまいります。

要望項目		
(3)地下鉄8号線誘致活動のさらなる推進		
要望地区		
埼玉東、越谷		
NO	市町村名	回答及び反応
1	八潮市	現在、八潮市近隣の市町村で構成する同盟会のほか、学識経験者、国・県などで構成される「高速鉄道東京8号線(八潮～野田市間)整備検討調査委員会」等において検討を進めています。 今後も、国土交通大臣、埼玉県知事、千葉県知事及び茨城県知事に対し、地下鉄8号線の早期実現に向けた積極的な働きかけを行うとともに、情報共有を図りながら活動を進めます。
2	草加市	同盟会では令和3年度(2021年度)から「高速鉄道東京8号線(八潮～野田市間)整備検討調査」に着手し、鉄道整備と連携したまちづくりを主眼として調査及び研究を行っております。今後につきましては、県や同盟会の沿線自治体及び隣接する足立区等との連携を深めながら、地下鉄8号線誘致に向けた沿線開発等の方向性について整理・検討を進め、引き続き県や国への要望活動などを通じて早期実現に向けた取組を行ってまいります。
3	越谷市	例年、国土交通省、埼玉県、千葉県、茨城県に対し要望活動を行うとともに、誘致に向けた機運醸成のため、「東京直結鉄道建設・誘致促進大会総決起大会」を開催しております。今後とも、地下鉄8号線整備実現に向けた要望活動等に取り組むとともに、東京都区部についての情報収集や連携に努めてまいります。

要望項目		
(4)地下鉄7号線延伸・沿線地域整備促進、地域の活性化や首都圏鉄道ネットワークの強化、地下鉄7号線の岩槻・蓮田以北への早期延伸実現		
要望地区		
埼葛		
NO	市町村名	回答及び反応
1	蓮田市	国の答申で岩槻以北は今後どのような進路をとるか不透明ですが、関係各位と協議しながら早期延伸実現に向け努力してまいります。

要望項目		
(1)土地改良事業実施地区の農振除外		
要望地区		
埼玉北		
NO	市町村名	回答及び反応
1	深谷市	令和2年11月5日付で国のガイドラインが改正されました。現在、土地改良事業を実施している地区内の農用地（受益地）で事業系の店舗・駐車場や資材置き場などを目的とする農振除外の申出は行えなくなりました。自己用住宅・農家住宅の建築を計画する場合の農振除外については、これまでと同じ立地の基準となっており、変更となる点はございませんので、ご相談をいただければと存じます。

要望項目		
(2)市街化調整区域内農地の「農地転用許可」・県知事許可から越谷市許可へ権限移譲申請推進		
要望地区		
越谷		
NO	市町村名	回答及び反応
1	越谷市	農地転用の許可は、申請者に農地転用行為に必要な資力及び信用性に関して判断する必要があります。このことから、埼玉県による総合的・広域的な対応を行っております。権限委譲を受けた場合でも、大幅な事務処理期間の短縮は望めなく、本市の地域性・特色等を反映できるような審査基準の緩和はされません。案件の内容によっては、審査前の段階で申請書類の補正(内容確認や書類の追加提出など)を求められており、許可予定が大幅にずれ込む場合があります。埼玉県を含めた複数の視点で確認を行い、常に公正・公平に、且つ適正に審査する必要があることから、埼玉県からの権限委譲を受けることは、慎重に取り組むべきと考えております。

要望項目		
(3)市街化調整区域の宅地付け農地		
要望地区		
北埼玉		
NO	市町村名	回答及び反応
1	羽生市	農地に関しては、他の就農者への貸し付けや売却などを勧めることしか方法がなく、農地付きの空き家の売却に進めないケースがあり、問題解決に至っていないのが実情です。他市の事例や関連法令の精査、また、羽生市農業委員会・羽生市空家等対策協議会及び関連部署と連携し、「付け農地」の拡充等、問題の解消に向け研究してまいります。

要望項目		
(4)開発事業者が行う埋蔵文化財包蔵地内の発掘調査		
要望地区		
さいたま浦和、大宮、埼葛		
NO	市町村名	回答及び反応
1	さいたま市	仮設トイレや仮設事務所、重機等のリース料については、発掘調査を請け負うさいたま市遺跡調査会において各リース業者と単価契約の見積合わせを行い、年間を通して同じ単価で精算をしております。また、調査報告書作成費用については、埼玉県内で統一して使用している精算ツールから計算された報告書ページ数を基にさいたま市遺跡調査会にて精算しております。開発事業者の皆様とさいたま市遺跡調査会との協議については、現在ご要望があればその都度協議の機会を設けているところです。その際いただいた、見積に関するご要望（仮設トイレなどは開発事業者側で用意するのでその見積からは外してほしいなど）については、可能な範囲で見積に反映できるようさいたま市遺跡調査会と調整しております。

要望項目		
(5)埋蔵文化財包蔵地の調査費用の救済措置		
要望地区		
川口、彩央		
NO	市町村名	回答及び反応
1	上尾市、桶川市、北本市	市長・議長へ報告いたします。
2	鴻巣市	議場へ報告いたします。
3	伊奈町	議員へ配布いたします。
4	川口市	開発事業等については、できるだけ保存措置を講じて発掘調査を避けることができるよう、事業者と協議し、やむを得ず発掘調査が必要な場合は、発掘費用を埼玉県が定めた「埼玉県埋蔵文化財発掘調査積算基準」に基づき、調査は記録保存のために必要な範囲にとどめるなど、負担軽減につながるよう努めてまいります。



## 道路関係

要望項目		
(1)市道廃止の売払い手続きの簡素化		
要望地区		
川口		
NO	市町村名	回答及び反応
1	川口市	市道廃止の売払い手続きについては、法令や基準を鑑みて、売払い後の周辺の土地所有者との紛争等を未然に防ぐため、各種手続きを定めています。

要望項目		
(2)認定路線図の幅員を電子地図で公開		
要望地区		
南彩		
NO	市町村名	回答及び反応
1	蕨市	認定路線図はPDFで公開しているため、調査対象地を住所などから直接、検索ができない状況であります。電子地図のシステム構築については今後の検討課題とさせていただきます。

要望項目		
(3)首都高速道路埼玉新都心線並びに第二産業道路延伸		
要望地区		
彩央		
NO	市町村名	回答及び反応
1	上尾市、桶川市、北本市	市長・議長へ報告いたします。
2	鴻巣市	議場へ報告いたします。
3	伊奈町	議員へ配布いたします。

要望項目		
(4)私道寄付条件の緩和、セットバックに伴う測量費・分筆費用の公費負担		
要望地区		
埼玉北		
NO	市町村名	回答及び反応
1	深谷市	本市では、私道等の寄附受入れに関する要綱に基づき、位置指定道路の寄附を受け入れており、位置指定道路が分譲業者の所有で存在が確認できない場合、また、セットバック部分についても個別に相談をお願いします。
2	寄居町	私道等の寄付で、受け入れに関する基準を定めております。基準は、舗装改良等した町道と同程度の組成など、様々な条件を付しております。現時点での緩和予定はなく、セットバックに伴う測量費・分筆費用の公費負担はございません。
3	熊谷市	本市では私道等寄附受入要綱に基づき寄附を受入れておりますが、市街化区域内に存する道路については、関係課で協議を行い、維持管理等を考慮し寄附受入れを検討する場合もあります。また、2項道路等セットバック部分については、道路後退用地等寄附受入要綱に基づき、市の予算の範囲内で分筆に必要な測量及び地積測量図等の作成費用の負担を行っております。

要望項目		
(5)官民査定（道路・水路）期間短縮		
要望地区		
埼玉東		
NO	市町村名	回答及び反応
1	草加市	官民境界査定につきましては、「草加市境界確認事務処理要領」に基づき実施しており、土地所有者からの申請があった場合は、市が測量業者に事前調査や現地調査等を委託しております。市では事務の迅速化に向け、複数の測量業者と年度当初に単価契約を締結し、申請受付後、直ちに着手できる者と工期を限定して契約する体制をとっております。

要望項目		
(6)254バイパスの早期開通		
要望地区		
県南		
NO	市町村名	回答及び反応
1	和光市	市としても様々な良い効果が期待されるため、用地の収用交渉を迅速に進め、早期に工事着工できるよう埼玉県に要望します。
2	志木市	本市及び関係市町で構成する一般国道254号和光川越間バイパス建設促進期成同盟会等を活用し、予算の確保等を含め早期完成が図られるよう、国・県に対し積極的に働きかけてまいります。
3	朝霞市	国及び埼玉県に対して早期整備について引き続き要望を行ってまいります。

その他

要望項目		
(1)生活保護受給者の賃貸住宅内での孤独死防止		
要望地区		
川口		
NO	市町村名	回答及び反応
1	川口市	生活保護受給世帯については、定期的に家庭訪問を行い、状況により臨時家庭訪問を行っています。生活状況や健康状態の確認、生活についての助言指導を行い、訪問後は必要に応じて可能な限り関係各所と情報共有しています。今後も関係各所と連携し、孤独死の予防及び早期発見に努めてまいります。

要望項目		
(2)共同住宅における廃棄物集積所の問題		
要望地区		
南彩		
NO	市町村名	回答及び反応
1	川口市	10世帯以上の規模の共同住宅を建設する場合は、市の規定に基づき敷地内への設置が必要となっております。その位置につきましては、事前協議の際、収集に支障の無い範囲内の他、土地利用等の全体計画の中で施主様などにご判断をいただいております。市の現状調査は、調整や対処するための権限・根拠等がないことから難しいものと考えております。しかしながら、本市では、事前協議において住民と事業者等のトラブル事例などの情報提供を行う他、個別に助言や相談に応じているところです。

要望項目		
(3)上水道台帳のインターネット公開		
要望地区		
南彩		
NO	市町村名	回答及び反応
1	蕨市	情報化の推進、利便性の向上にあたりましては、情報提供の方法、費用負担等解決すべき課題も多いため、今後、検討を進めてまいりたいと存じますのでご理解くださいますようお願い申し上げます。

要望項目		
(4)空き家空き地取引に関する情報開示		
要望地区		
埼玉北		
NO	市町村名	回答及び反応
1	熊谷市	空き家等の所有者情報の外部提供については、「空き家所有者情報の外部提供に関するガイドライン」において、「提供目的」「提供先」「提供内容」等を所有者に説明の上、所有者本人の同意があれば可能であると規定されています。情報開示については、当市個人情報保護条例、地方公務員法及び地方税法等の法令の規定があり、慎重に対応する必要があると考えております。
2	深谷市	昨年度の要望も踏まえて、市が把握する空き家所有者で、情報提供の同意を得られた方の空き家及び所有者の情報を（公社）埼玉県宅建協会等へ提供し、活用相談を進める、新たな取組みを開始しております。今後ともご意見を伺いながら研究してまいります。
3	寄居町	空き家対策のため調査を行い、把握した所有者及び納税義務者等の情報は、守秘すべきものであるため、情報の開示は行いません。

要望項目		
(5)トイレの汲取り及びトイレの浄化槽汲取り清掃時の清掃業者の選択自由化		
要望地区		
本庄		
NO	市町村名	回答及び反応
1	本庄市	前向きに検討いたします。

要望項目		
(6)公的な資料のデジタル化促進と利便性向上		
要望地区		
埼玉東		
NO	市町村名	回答及び反応
1	八潮市	図面上の数値だけでは判断できないものも多く、デジタル化することで、市民や事業者の方が誤った解釈をしてしまうことが想定されます。現段階では、窓口で職員が資料を確認しながら対応することで不都合が生じないようにしていきたいと考えていますが、デジタル化している自治体の事例を調査研究しています。
2	三郷市	①資料のデジタル化を図ることについては、費用や効果を考慮して順次デジタル化を進めてまいります。 ②専門部署の設立については、令和3年度に「情報政策課デジタル推進係」を設置しました。 ③マイナンバーカード情報等を活用した公的資料取得の利便性向上については、コンビニ交付による証明書発行を実施しておりますが、その他の公的資料につきましても国の動きを見て検討してまいります。

要望項目

(7)さいたま地方法務局蓮田出張所の建設、あるいは、法務局登記資料取得のための市役所における端末機設置

要望地区

埼玉

NO	市町村名	回答及び反応
1	蓮田市	蓮田市役所の登記簿データ端末の設置について検討いたしました。設置コストが高価なことと利用者想定数が23,000件に満たないため見送りとなっております。ただし引き続き検討はいたします。

要望項目

(8)老朽化した空き家解体の助成金

要望地区

県南

NO	市町村名	回答及び反応
1	新座市	特定空家等と認められている空家等の解体に係る費用に対し、新座市空家等解体費等補助金交付要綱に基づき、補助金を交付しています。解体費用として利用できる融資制度を実施している金融機関を案内する等、解決に向け対応しております。
2	和光市	今年度より空き家施設調査を実施しております。調査結果を踏まえて空き家等対策協議会で検討してまいります。
3	志木市	空き家の所有者が、その空き家及び敷地を市に寄贈していただいた場合については、空き家解体後の土地は地域活性化のために使用することを前提として、国の「社会資本総合交付金」を活用し、市が解体を行うケースもあります。
4	朝霞市	老朽化した空き家解体の助成は、空き家対策の有効な施策の一つと捉えておりますが、まずは所有者への周知・啓発に努めるとともに関係団体と連携し、相談体制の充実を図り、空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

要望項目

(9)不動産調査相談票等の回答方法

要望地区

彩西

NO	市町村名	回答及び反応
1	狭山市	検討します。
2	日高市	業務上の問題として難しいです。
3	入間市	検討します。
4	飯能市	検討します。
5	毛呂山町	開発に関連する事項として、理解してもらいました。関連事項として毛呂山町での開発案件について具体的に詳しく説明していただきました。町長はこの分野の内容について理解度がかなり高いことを実感しました。
6	越生町	受領のみ。

実施した地区	14地区
要望した市	35市
要望した町	7町
要望した市町	42市町